

医療安全 トピックス TOPICS

Vol. 77

中谷 順子

日本看護協会看護開発部看護業務・医療安全課

患者に侵襲を与える行為をする際の看護師の責務

— 点滴異物混入事件から考える —

患者に安全な医療サービスを提供することは、医療の最も基本的な要件の1つであり、医療機関で働くすべての職員は、医療の安全の確保を念頭に業務を遂行しています。医療の安全確保においては、ヒューマンエラーなど行為を誤ることによる事故の防止に力を注いでいますが、そもそも医療行為そのものが患者に侵襲を与える可能性があり、それを避けるために十分で適切な注意を払うことが必要であることも忘れてはなりません。

2016年10月に、入院先の病棟で消毒液が入った薬剤の点滴を受けて患者が亡くなった、という事件が報道されました。事件の真相はまだ明らかになっていませんが、現時点で考えるべきは、点滴という行為そのものの侵襲性を再認識し、十分で適切な注意を払っているかという視点で、手順や日々の行動を見直すことではないでしょうか。

本稿では、点滴が「人体に異物を入れる」という患者に侵襲を与える行為であること、だからこそ、薬剤の準備から点滴の開始・終了までの安全確保が必須であるということ、あらためて皆さんと考えます。

1. 点滴などの行為はどのような行為なのか

今回の事件では、当該病棟での薬剤の監視体制が手薄であることが問題視されました。この事件を受け、病棟における薬剤の管理の見直しを行い、薬品

庫に鍵をかけるといった対策を始めた施設もあるでしょう。

鍵のかかった薬品庫から点滴を取り出し、患者に点滴を行うつもりでナースステーションを出たが、別の患者の急変に遭遇した、転倒しそうな患者を見かけた——看護職はこのような場面に遭遇することがあります。その際、手にしている点滴はどうしたらいいのでしょうか。

点滴は治療に欠かせませんが、「人体に異物を入れる」行為であり、患者に一時的にでも侵襲を与える行為です。手に持っているものは患者の体内に入るものであり、この状況でどう安全に保管するかを考え、適切な行動をとることが望まれます。

医療行為や看護行為には、点滴以外にも、一時的に患者に侵襲を与えるものがあります。例えば、手術は、がんや腫瘍などの病巣部分を切除するために、皮膚や臓器を切開します。病の治癒、時に死の回避を目的として、一時的に健常な皮膚や臓器に傷をつけざるを得ない場合があります。

日々の看護業務にも、患者に侵襲を与えるものがあります。例えば、診療の補助の業務の中の採血は、血管内にある血液を採取するために不可視で、注射針を静脈だけでなく神経や筋肉、動脈等のある皮下に刺入します。皮膚には傷がつき、患者は痛みを感じます。時に、神経を傷つけたり、出血が止まらなかつ